

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 実費弁償</p> <p>規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。</p> <p>1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第5号までに掲げる者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>24,200円</u>以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、保健師及び助産師 1人1日当たり <u>17,600円</u>以内</p> <p>ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>15,900円</u>以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>16,400円</u>以内</p> <p>オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>16,400円</u>以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり <u>28,200円</u>以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり <u>28,000円</u>以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり <u>28,900円</u>以内</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 実費弁償</p> <p>規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。</p> <p>1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第5号までに掲げる者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>23,000円</u>以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、保健師及び助産師 1人1日当たり <u>17,100円</u>以内</p> <p>ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>15,300円</u>以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,800円</u>以内</p> <p>オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,900円</u>以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり <u>27,400円</u>以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり <u>27,200円</u>以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり <u>27,600円</u>以内</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p>